

「自己仕分け」結果の主な例（仕分け区分ごとの例）

A：地方自治体に移譲するもの

- ・ 社会福祉法人（広域）等の認可（自己仕分け結果：A－a）【地方厚生局（厚生労働省）】

B：個々の地方自治体の発意による選択的实施を認め、その試行状況を踏まえて移譲の可否について判断するもの

- ・ 新規産業の環境整備に関する事務の一部（産業クラスターの支援）（自己仕分け結果：B－②）【経済産業局（経済産業省）】

C：国に残すもの

（C－a：独法化や民間委託化など実施主体の見直しを検討するもの）

- ・ 計量士国家試験の実施（自己仕分け結果：C－a）【経済産業局（経済産業省）】

（C－b：本府省への引き上げを検討するもの）

- ・ 地球温暖化防止に関する助成（自己仕分け結果：C－b）【地方環境事務所（環境省）】

（C－c：引き続き出先機関の事務・権限とするもの（一部C－aとするものを含む））

- ・ 各種登記事務（不動産登記、商業・法人登記等）（自己仕分け結果：C－c、一部C－a）【法務局・地方法務局（法務省）】
- ・ 振興開発計画の作成及び推進、経済の振興及び社会の開発に関する施策に関する事務
（自己仕分け結果：C－c）【沖縄総合事務局（内閣府）】
- ・ 麻薬等犯罪捜査に関する事務（自己仕分け結果：C－c）【地方厚生局（厚生労働省）】
- ・ 労働条件、労働者の保護などに関する監督等（自己仕分け結果：C－c）【都道府県労働局（厚生労働省）】
- ・ 農家戸別所得補償制度に関する現金給付（自己仕分け結果：C－c）【地方農政局（農林水産省）】
- ・ 民有林直轄治山事業（森林治水事業の実施（民有林野））（自己仕分け結果：C－c）【森林管理局（農林水産省）】
- ・ 漁業の調整（自己仕分け結果：C－c）【漁業調整事務所（農林水産省）】
- ・ 外国漁船の寄港許可（自己仕分け結果：C－c）【漁業調整事務所（農林水産省）】
- ・ 電気事業の許認可、監査に関する事務（自己仕分け結果：C－c）【経済産業局（経済産業省）】
- ・ 温室効果ガス排出量の報告関係（自己仕分け結果：C－c）【地方環境事務所（環境省）】

（「C：国に残すもの」だが一部に「A：地方自治体に移譲するもの」を含むもの）

- ・ 人権擁護に関する事務（自己仕分け結果：C-c、一部A-a）【法務局・地方法務局（法務省）】
- ・ 職業安定法に基づき公共職業安定所が行う無料職業紹介事業（自己仕分け結果：C-c、一部A-b-①）【都道府県労働局（厚生労働省）】
- ・ 直轄国道の整備及び保全に関する計画並びに工事の実施（自己仕分け結果：C-c、一部A-b-①）【地方整備局（国土交通省）】
- ・ 河川等に係る整備等に関する計画、工事及び管理の実施（自己仕分け結果：C-c、一部A-b-①）【地方整備局（国土交通省）】
- ・ 旅客自動車運送事業の許認可等（自己仕分け結果：C-c、一部A-b-①）【地方運輸局（国土交通省）】
- ・ 観光振興等（民間に関する助成、国際観光振興、地域に対するコンサルティング等）
（自己仕分け結果：C-c、一部A-b-①）【地方運輸局（国土交通省）】
- ・ 容器包装リサイクル法の報告徴収・立入検査（自己仕分け結果：C-c、一部A-a）【地方環境事務所（環境省）】

D：廃止・民営化するもの

- ・ 景気動向等に関する統計調査の一部（埋蔵鉱量統計調査）（自己仕分け結果：D（廃止））【経済産業局（経済産業省）】

（注）

1. 本資料は、自己仕分け結果の分類ごとに各府省の自己仕分け結果の主な例を地域主権戦略室において抜粋したものである。

2. 記号の意味は下記のとおり。

A-a : 地方自治体に移譲するもの（全国一律・一斉に移譲するもの）

A-b-① : 個々の地方自治体の発意に応じ選択的に移譲するもの（現行の行政区域を前提とするもの）

B-② : 個々の地方自治体の発意による選択的实施を認め、その施行状況を踏まえて移譲の可否について判断するもの（都道府県の区域を超える広域的实施体制の整備を前提とするもの）

C-a : 国に残すもの（独法化や民間委託化など実施主体の見直しを検討するもの）

C-b : 国に残すもの（本府省への引き上げを検討するもの）

C-c : 国に残すもの（引き続き出先機関の事務・権限とするもの）

D : 廃止・民営化するもの

※「自己仕分け結果の主な例」で「C-c：国に残すもの（引き続き出先機関の事務・権限とするもの）」として例示した事項の理由について整理した結果は以下のとおり。

●地域主権戦略大綱（第4の2（3））でいうところの「例外的な場合」に該当するとするもの

① 複数の都道府県に関係する事務・権限の地方移譲に際し、域外権限の付与、自治体間連携の自発的形成や広域連合などの広域的実施体制等の整備が行なわれることとしてもなお、著しい支障を生じるもの

- ・ 流通先、事業者等の活動範囲が多岐、広範囲に渡り、立入検査等の際に統一的で迅速な対応ができないとするもの
- ・ 複数の自治体で利害関係等が対立する事態や外国政府との調整が想定されるなど、個々の自治体での調整は困難とするもの 等

- ・ 麻薬等犯罪捜査に関する事務（地方厚生局）
- ・ 労働条件、労働者の保護などに関する監督等（都道府県労働局）
- ・ 漁業の調整（漁業調整事務所）
- ・ 外国漁船の寄港許可（漁業調整事務所）
- ・ 電気事業の許認可、監査に関する事務（経済産業局）
- ・ 温室効果ガス排出量の報告関係（地方環境事務所）

（「C：国に残すもの」だが一部に「A：地方自治体に移譲するもの」を含むとする事例）

- ・ 職業安定法に基づき公共職業安定所が行う無料職業紹介事業（都道府県労働局）
- ・ 直轄国道の整備及び保全に関する計画並びに工事の実施（地方整備局）
- ・ 河川等に係る整備等に関する計画、工事及び管理の実施（地方整備局）
- ・ 旅客自動車運送事業の許認可等（地方運輸局）
- ・ 容器包装リサイクル法の報告徴収・立入検査（地方環境事務所）

② 地方移譲に際し、必要に応じて事務処理等の基準を定め、国の指示等を認めてもなお、各地方自治体の対応の相違等により著しい支障を生じるもの

- ・業務の性質上、すべての業務についての処理基準を具体的・網羅的に定めることは困難もしくは実務において機能する処理基準にはなり難いとするもの
- ・国が判断や処理の基準を整理してもなお、各地方自治体の間で利益相反の問題が発生し、公正中立性が確保できないとするもの 等

- ・各種登記事務（不動産登記、商業・法人登記等）（法務局・地方法務局）
- ・麻薬等犯罪捜査に関する事務（地方厚生局）
- ・労働条件、労働者の保護などに関する監督等（都道府県労働局）
- ・農家戸別所得補償制度に関する現金給付（地方農政局）
- ・外国漁船の寄港許可（漁業調整事務所）
- ・電気事業の許認可、監査に関する事務（経済産業局）

（「C：国に残すもの」だが一部に「A：地方自治体に移譲するもの」を含むとする事例）

- ・人権擁護に関する事務（法務局・地方法務局）
- ・職業安定法に基づき公共職業安定所が行う無料職業紹介事業（都道府県労働局）
- ・直轄国道の整備及び保全に関する計画並びに工事の実施（地方整備局）
- ・河川等に係る整備等に関する計画、工事及び管理の実施（地方整備局）
- ・旅客自動車運送事業の許認可等（地方運輸局）
- ・容器包装リサイクル法の報告徴収・立入検査（地方環境事務所）

③ 地方移譲に際し、必要に応じて事務処理等の基準を定め、国の指示等を認めてもなお、緊急時の対応等に著しい支障を生じ、国民の生命・財産に重大な被害を生じるもの

・危機管理として国が一元的・迅速な対応を確保する必要があるとするもの 等

- ・各種登記事務（不動産登記、商業・法人登記等）（法務局・地方法務局）
- ・麻薬等犯罪捜査に関する事務（地方厚生局）
- ・労働条件、労働者の保護などに関する監督等（都道府県労働局）
- ・民有林直轄治山事業（森林治水事業の実施（民有林野））（森林管理局）
- ・電気事業の許認可、監査に関する事務（経済産業局）

（「C：国に残すもの」だが一部に「A：地方自治体に移譲するもの」を含むとする事例）

- ・人権擁護に関する事務（法務局・地方法務局）
- ・職業安定法に基づき公共職業安定所が行う無料職業紹介事業（都道府県労働局）
- ・直轄国道の整備及び保全に関する計画並びに工事の実施（地方整備局）
- ・河川等に係る整備等に関する計画、工事及び管理の実施（地方整備局）
- ・旅客自動車運送事業の許認可等（地方運輸局）

④ 事務・権限の的確な執行体制（人材、予算、知見の集積等）の整備が不可欠である一方で、見込まれる事務量等が微少であることにより、地方移譲に伴い行政効率が著しく非効率とならざるを得ないもの

- ・見込まれる事務量が微少であるにもかかわらず、当該事務への対応のために各地方自治体それぞれに所要の執行体制を整備することは行政効率が非効率になるとするもの 等

- ・各種登記事務（不動産登記、商業・法人登記等）（法務局・地方法務局）
- ・民有林直轄治山事業（森林治水事業の実施（民有林野））（森林管理局）

（「C：国に残すもの」だが一部に「A：地方自治体に移譲するもの」を含むとする事例）

- ・人権擁護に関する事務（法務局・地方法務局）
- ・旅客自動車運送事業の許認可等（地方運輸局）

●上記①～④以外の理由

- ・ 沖縄の特殊事情にかんがみ、沖縄における国の責任の在り方と併せて、平成 23 年度に終了する沖縄振興特別措置法の見直しの議論の中で、沖縄県の意見等を踏まえつつ検討されるべきとするもの
 - ・ 振興開発計画の作成及び推進、経済の振興及び社会の開発に関する施策に関する事務（沖縄総合事務局）
- ・ 本来、国が行うべき、ナショナルミニマムとして達成するべきとするもの
 - ・ 人権擁護に関する事務（法務局・地方法務局）（*）
- ・ 国の指揮監督ができなくなると国際条約との整合性に疑義が生じるとするもの
 - ・ 職業安定法に基づき公共職業安定所が行う無料職業紹介事業（都道府県労働局）（*）
- ・ 他の業務・政策と整合性確保が不可欠のものであり、当該業務のみ分離できるものではなく、一体性のある対応が必要とするもの
 - ・ 職業安定法に基づき公共職業安定所が行う無料職業紹介事業（都道府県労働局）（*）
- ・ 利用者である労使双方から国による実施を維持すべきとの提言等がなされており、それを尊重する必要があるとするもの
 - ・ 職業安定法に基づき公共職業安定所が行う無料職業紹介事業（都道府県労働局）（*）
- ・ 食料の安定供給の観点から国の役割として遂行すべきもの
 - ・ 農家戸別所得補償制度に関する現金給付（地方農政局）
- ・ 平常時の管理や大規模災害対応を通じて全国レベルで技術・経験を集積し、整備・管理を行っていく仕組みの保持を必要とするもの
 - ・ 直轄国道の整備及び保全に関する計画並びに工事の実施（地方整備局）（*）
 - ・ 河川等に係る整備等に関する計画、工事及び管理の実施（地方整備局）（*）
- ・ 先端的・モデル的な取組に特化し、国際的・全国的な視点に立った取組が必要とするもの
 - ・ 観光振興等（民間に関する助成、国際観光振興、地域に対するコンサルティング 等）（地方運輸局）（*）

（注）（*）は、「C：国に残すもの」だが一部に「A：地方自治体に移譲するもの」を含むとする事例